

ひたちなか市立勝田第一中学校 校則

〔前文〕

私たち一中生が、集団生活を円滑に進めていくために、全員が納得できる「きまり」の必要性を感じ、ここにひたちなか市立勝田第一中学校校則を制定する。

この校則は、平成3年度生徒総会において、私たち生徒による「校則見直し提案」として全校生徒で討議され、可決し、その決議を受けて、以後、生徒・教師・親の三者が話し合いを重ねて生みだしたものである。

私たち一中生は、ここにあげた校則の一つ一つにこめられた精神を、毎日の生活の中で考え、行動していかなければならない。

私たち一中生が、より可能性あふれる人間として成長していくために必要なものが、ここにあげたひたちなか市立勝田第一中学校校則である。

〔第一章〕 生命の安全について

第1条 日常生活において生命の安全には十分注意する。特に、自転車通学者は細則「自転車通学者のきまり」に従う。

〔第二章〕 集団生活について

第2条 決められた時間を守る。

(集団で守ることのできるルールをつくりだしていく。)

第3条 集団の質的向上のために、一中生の力を結集する。

- ・班、学級、学年、学校において
- ・生徒会活動、部活動において

第4条 話し合い活動を大切にする。

(話し合いで決定し、実行していくルールを集団の中で学び、それを伝承していく。)

第5条 授業は一人一人の努力の積み重ねを土台とし、みんなで助け合い成長していく場と考え、学校生活で最も大切な時間とする。

〔第三章〕 服装について

第6条 男女とも一中指定の制服とする。学校生活は私たち一人一人の能力を高める場であるので、自分の服装については常に自分で点検し、清潔感と良識を他の人に伝えるものとする。

第7条 ジャージは一中指定のものとする。

第8条 授業は制服を着用する。清掃、運動を伴う活動はジャージを着用する。

教科担当の教師がジャージ着用を必要とする授業は特例とする。

第9条 通学用シューズは白を基調とした運動靴とし、校舎内では一中指定のスクールフロアシューズとする。

〔第四章〕 持ち物について

第10条 通学用かばんは、学校生活に必要な物がすっきりと入り、通学のじやまにならないものとする。

第11条 授業、学校生活に不必要的ものは、持ってこない。

〔第五章〕 改正について

第12条 本校則で改正を必要とする事項が生じた場合、生徒総会における論議を経て、見直し委員会が組織され、生徒・教師・親の三者の話し合いを重ね、決定していく。

【平成4年12月1日施行】
【平成8年4月1日一部改正】

一中生が気持ちよく生活するために

※一部改定に向けて生徒会を中心に協議中です。

勝田一中の服装についての心得

R6.4 生徒指導部

1 ソックスについて

- 白、紺、黒、グレーの単色

※ワンポイントは可とする。

2 シューズについて

- 白を基調とした運動靴（ひもは白）

※ハイカットの物や部活や体育の活動にふさわしくないものは履かないこと。

3 ベルトについて

- バックルや装飾品がないもの。色は、黒、紺、茶色

4 ワイシャツやセーラー服の下に着るものについて

- 肌着（色はソックスに準ずる）、もしくは一中指定の半袖体操服とする。

※肌着は単色のものを使用し、半袖やハーフパンツから飛び出さないように使用する。

※ヒートテック等も可とする。

5 ヘアピン・髪の毛をまとめるゴムひもについて

- 華美でない物を使用する。

※カチューシャ等は安全面を考え、着けない。

※体育や部活では安全を考え、ヘアピンは使用しない。

6 防寒着について

- コートやウインドブレーカー（部でそろえたもの等）

※帽子は着用しない。

7 防寒着の着方について

- カーディガンを制服の上から着用しない。

- パーカーは着用しない。

- トレーナー、ベスト、セーター、カーディガン等を制服の下に着る場合には、制服から出ないようにする。

- 男子は制服の中にワイシャツを着用する。

- ジャージは、防寒着として着用しない。

- タイツ、ストッキングを着用してもよい。色は黒、紺とする。

- ひざ掛けは使用してもよい。

- 授業中寒い場合は、ウインドブレーカーを着てもよい。

勝田一中生としての身だしなみの心得

勝田第一中学校生徒会

勝田一中生徒会の宣言

本心得は、勝田一中校則第6条「身なり服装については常に自分で点検し、清潔感と良識を他の人に伝えるものとする。」を、より具体的に身だしなみについて定めたものです。

勝田一中校則より

第6条「服装について」

男女とも一中指定の制服とする。学校生活は私たち一人一人の能力を高める場であるので、自分の身なり服装については常に自分で点検し、清潔感と良識を他の人に伝えるものとする。

この心得を胸に、生徒全員が学校生活を送ることが、勝田一中生としての誇りであると考えます。

本心得を定めるに当たって大切にした考え（精神）

本心得を定めるに当たり、我々生徒会本部は、勝田一中生徒全員の声、先生方の声、保護者の方の声、地域の方の声を聞きました。これは、校則前文にある、校則に込められた精神「私たち一中生が、集団生活を円滑に進めていくために、全員が納得できる「きまり」の必要性を感じ、～中略～勝田第一中学校校則を制定する。」にあるように、勝田一中に関わる全ての人が納得のできるものでなければ、集団生活は円滑に進んでいかないと考えたからです。

人間一人ひとりの個性を尊重し、様々な価値観を共有する「多様性社会」、「多様性の時代」と言われている昨今、身だしなみの心得を定める必要性については、勝田一中生徒の声が大きく関係しました。多くの生徒から、「自由としつつも何でも自由にするのは自分たちの成長のためにならない」、「同じ勝田一中生として誇れるよう最低限度の決まりは必要」との声が挙がりました。我々生徒会もこの考え方（精神）は大切なことと考えています。そこで、自分たちの成長へつなげるために、一定の決まりを定めました。

（1）髪型について

○ 髪型や整髪剤の使用は、基本的に自由とします。ただし、次のようなことは慎むものとして考えてています。

- ①剃り込みなどラインを入れること。
- ②脱色や染色、パーマをかけること。

※白髪を黒く染める場合は上記の通りではない。

- ③片側だけ髪を刈り上げていること。
- ④整髪剤で髪を立たせること。
- ⑤校内で整髪剤やスプレーを持ち込み、使用すること。

○ 授業中の怪我や事故を防ぐことを理由に先生方から指示を受けた場合は、従いましょう。

（2）服装について

現行の「一中生が気持ちよく生活するために」を順次見直していきます。

【令和6年12月24日 第78期生徒会より施行】